

災害時における廃棄物の収集運搬に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）とオオブユニティ株式会社（以下「乙」という。）は、稲沢市地域防災計画で扱う災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）一般廃棄物の収集運搬業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、稲沢市内において災害により生じた廃棄物及び甲が指定する避難所等での生活によって生じるし尿を除く一般廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）のうち避難生活によって生じるものの収集運搬業務について、甲が乙に応援協力を求める際の基本的事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 応援協力とは、次の各号に掲げる事項をいう。

- （1）災害廃棄物等の収集運搬に必要な乙の機材、物資等の提供
- （2）災害廃棄物等の収集運搬に必要な乙の職員の派遣
- （3）前2号に掲げるもののほか、災害廃棄物等の収集運搬業務に関し必要な事項

（応援協力の要請）

第3条 甲は、市内において災害が発生した場合は、乙に対し、稲沢市地域防災計画及び稲沢市災害廃棄物処理計画に基づく業務の実施について応援協力を要請するものとする。

（応援協力要請の手続き）

第4条 甲は、前条の規定により乙に応援協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を書面により乙に通知するものとする。

- （1）要請の内容
- （2）災害廃棄物等の収集運搬の場所
- （3）災害廃棄物等の搬入先
- （4）前各号に掲げるもののほか、その他必要な事項

- 2 前項の規定に関わらず、甲は、緊急を要する場合には口頭により応援協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請した内容を記載した書面を乙に交付しなければならない。
- 3 第1項の場合において、甲は、乙の円滑な応援協力が得られるよう、乙に対し被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

(協定業務の実施)

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要人員、機材、物資等を調達し、甲に報告するとともに、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。ただし、被災の状況により協定業務の実施が困難な場合はこの限りではない。

- 2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1) 一般廃棄物以外の異物の混入防止に努めること。
 - (2) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
 - (3) 甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

(実施の報告)

第6条 乙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、次に掲げる事項を書面により甲に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物等の処理を実施した場所及び内容
- (2) 災害廃棄物等の搬入先ごとの量
- (3) 災害廃棄物等処理に従事した人員、車両及び時間
- (4) 災害廃棄物等処理に従事した期間
- (5) その他必要な事項

(事故の報告)

第7条 乙は、協定業務に従事した者が、そのため死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は速やかに甲に対し書面により報告するものとする。

(災害補償)

第8条 第5条の規定により、協定業務に従事した者が、そのため死亡、負傷、疾病又は障害の状態となったときのその者又はその者の遺族に対する災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第9条 当該年度に締結している一般廃棄物収集運搬業務委託契約に基づく、人員、収集時間、車両台数を超えない範囲での協定業務の実施については無償とする。ただし、協定業務の遂行に関し、特殊機材等の調達等契約の範囲外で要した費用の負担については、甲乙協議の上決定するものとする。

2 前項に規定する費用の額、支払い方法については、速やかに甲乙協議して定めるものとする。

(相互の連絡)

第10条 甲乙は、協定業務の円滑な実施のため、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。また、連絡先に変更があったときも同様とする。

(有効期間)

第11条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 7 年 9 月 2 9 日

甲 稲沢市稲府町 1 番地
稲沢市長 加 藤 錠 司 郎

乙 大府市北崎町駒場 8 8 番地
オオブユニティ株式会社
代表取締役 相木 徹

災害時における廃棄物の収集運搬に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と株式会社サンキョークリエイト（以下「乙」という。）は、稲沢市地域防災計画で扱う災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）一般廃棄物の収集運搬業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、稲沢市内において災害により生じた廃棄物及び甲が指定する避難所等での生活によって生じるし尿を除く一般廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）のうち避難生活によって生じるものの収集運搬業務について、甲が乙に応援協力を求める際の基本的事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 応援協力とは、次の各号に掲げる事項をいう。

- （1）災害廃棄物等の収集運搬に必要な乙の機材、物資等の提供
- （2）災害廃棄物等の収集運搬に必要な乙の職員の派遣
- （3）前2号に掲げるもののほか、災害廃棄物等の収集運搬業務に関し必要な事項

（応援協力の要請）

第3条 甲は、市内において災害が発生した場合は、乙に対し、稲沢市地域防災計画及び稲沢市災害廃棄物処理計画に基づく業務の実施について応援協力を要請するものとする。

（応援協力要請の手続き）

第4条 甲は、前条の規定により乙に応援協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を書面により乙に通知するものとする。

- （1）要請の内容
- （2）災害廃棄物等の収集運搬の場所
- （3）災害廃棄物等の搬入先
- （4）前各号に掲げるもののほか、その他必要な事項

- 2 前項の規定に関わらず、甲は、緊急を要する場合には口頭により応援協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請した内容を記載した書面を乙に交付しなければならない。
- 3 第1項の場合において、甲は、乙の円滑な応援協力が得られるよう、乙に対し被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

(協定業務の実施)

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要人員、機材、物資等を調達し、甲に報告するとともに、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。ただし、被災の状況により協定業務の実施が困難な場合はこの限りではない。

- 2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1) 一般廃棄物以外の異物の混入防止に努めること。
 - (2) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
 - (3) 甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

(実施の報告)

第6条 乙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、次に掲げる事項を書面により甲に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物等の処理を実施した場所及び内容
- (2) 災害廃棄物等の搬入先ごとの量
- (3) 災害廃棄物等処理に従事した人員、車両及び時間
- (4) 災害廃棄物等処理に従事した期間
- (5) その他必要な事項

(事故の報告)

第7条 乙は、協定業務に従事した者が、そのため死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は速やかに甲に対し書面により報告するものとする。

(災害補償)

第 8 条 第 5 条の規定により、協定業務に従事した者が、そのため死亡、負傷、疾病又は障害の状態となったときのその者又はその者の遺族に対する災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第 9 条 当該年度に締結している一般廃棄物収集運搬業務委託契約に基づく、人員、収集時間、車両台数を超えない範囲での協定業務の実施については無償とする。ただし、協定業務の遂行に関し、特殊機材等の調達等契約の範囲外で要した費用の負担については、甲乙協議の上決定するものとする。

2 前項に規定する費用の額、支払い方法については、速やかに甲乙協議して定めるものとする。

(相互の連絡)

第 10 条 甲乙は、協定業務の円滑な実施のため、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。また、連絡先に変更があったときも同様とする。

(有効期間)

第 11 条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第 12 条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 7 年 9 月 2 9 日

甲 稲沢市稲府町 1 番地
稲沢市長 加 藤 錠 司 郎

乙 稲沢市正明寺二丁目 2 2 番 5 号
株式会社サンキョークリエイト
代表取締役 門田 吉生

災害時における廃棄物の収集運搬に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と尾西清掃株式会社（以下「乙」という。）は、稲沢市地域防災計画で扱う災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）一般廃棄物の収集運搬業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、稲沢市内において災害により生じた廃棄物及び甲が指定する避難所等での生活によって生じるし尿を除く一般廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）のうち避難生活によって生じるものの収集運搬業務について、甲が乙に応援協力を求める際の基本的事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 応援協力とは、次の各号に掲げる事項をいう。

- （1）災害廃棄物等の収集運搬に必要な乙の機材、物資等の提供
- （2）災害廃棄物等の収集運搬に必要な乙の職員の派遣
- （3）前2号に掲げるもののほか、災害廃棄物等の収集運搬業務に関し必要な事項

（応援協力の要請）

第3条 甲は、市内において災害が発生した場合は、乙に対し、稲沢市地域防災計画及び稲沢市災害廃棄物処理計画に基づく業務の実施について応援協力を要請するものとする。

（応援協力要請の手続き）

第4条 甲は、前条の規定により乙に応援協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を書面により乙に通知するものとする。

- （1）要請の内容
- （2）災害廃棄物等の収集運搬の場所
- （3）災害廃棄物等の搬入先
- （4）前各号に掲げるもののほか、その他必要な事項

- 2 前項の規定に関わらず、甲は、緊急を要する場合には口頭により応援協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請した内容を記載した書面を乙に交付しなければならない。
- 3 第1項の場合において、甲は、乙の円滑な応援協力が得られるよう、乙に対し被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

(協定業務の実施)

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要人員、機材、物資等を調達し、甲に報告するとともに、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。ただし、被災の状況により協定業務の実施が困難な場合はこの限りではない。

- 2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1) 一般廃棄物以外の異物の混入防止に努めること。
 - (2) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
 - (3) 甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

(実施の報告)

第6条 乙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、次に掲げる事項を書面により甲に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物等の処理を実施した場所及び内容
- (2) 災害廃棄物等の搬入先ごとの量
- (3) 災害廃棄物等処理に従事した人員、車両及び時間
- (4) 災害廃棄物等処理に従事した期間
- (5) その他必要な事項

(事故の報告)

第7条 乙は、協定業務に従事した者が、そのため死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は速やかに甲に対し書面により報告するものとする。

(災害補償)

第8条 第5条の規定により、協定業務に従事した者が、そのため死亡、負傷、疾病又は障害の状態となったときのその者又はその者の遺族に対する災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第9条 当該年度に締結している一般廃棄物収集運搬業務委託契約に基づく、人員、収集時間、車両台数を超えない範囲での協定業務の実施については無償とする。ただし、協定業務の遂行に関し、特殊機材等の調達等契約の範囲外で要した費用の負担については、甲乙協議の上決定するものとする。

2 前項に規定する費用の額、支払い方法については、速やかに甲乙協議して定めるものとする。

(相互の連絡)

第10条 甲乙は、協定業務の円滑な実施のため、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。また、連絡先に変更があったときも同様とする。

(有効期間)

第11条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 7 年 9 月 2 9 日

甲 稲沢市稲府町 1 番地
稲沢市長 加 藤 錠 司 郎

乙 愛西市西保町北川原 1 7 9 番地 4
尾西清掃株式会社
代表取締役 後呂岡 将賢

災害時における廃棄物の収集運搬に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と有限会社大政（以下「乙」という。）は、稲沢市地域防災計画で扱う災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）一般廃棄物の収集運搬業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、稲沢市内において災害により生じた廃棄物及び甲が指定する避難所等での生活によって生じるし尿を除く一般廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）のうち避難生活によって生じるものの収集運搬業務について、甲が乙に応援協力を求める際の基本的事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 応援協力とは、次の各号に掲げる事項をいう。

- （1）災害廃棄物等の収集運搬に必要な乙の機材、物資等の提供
- （2）災害廃棄物等の収集運搬に必要な乙の職員の派遣
- （3）前2号に掲げるもののほか、災害廃棄物等の収集運搬業務に関し必要な事項

（応援協力の要請）

第3条 甲は、市内において災害が発生した場合は、乙に対し、稲沢市地域防災計画及び稲沢市災害廃棄物処理計画に基づく業務の実施について応援協力を要請するものとする。

（応援協力要請の手続き）

第4条 甲は、前条の規定により乙に応援協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を書面により乙に通知するものとする。

- （1）要請の内容
- （2）災害廃棄物等の収集運搬の場所
- （3）災害廃棄物等の搬入先
- （4）前各号に掲げるもののほか、その他必要な事項

- 2 前項の規定に関わらず、甲は、緊急を要する場合には口頭により応援協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請した内容を記載した書面を乙に交付しなければならない。
- 3 第1項の場合において、甲は、乙の円滑な応援協力が得られるよう、乙に対し被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

(協定業務の実施)

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要人員、機材、物資等を調達し、甲に報告するとともに、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。ただし、被災の状況により協定業務の実施が困難な場合はこの限りではない。

- 2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1) 一般廃棄物以外の異物の混入防止に努めること。
 - (2) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
 - (3) 甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

(実施の報告)

第6条 乙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、次に掲げる事項を書面により甲に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物等の処理を実施した場所及び内容
- (2) 災害廃棄物等の搬入先ごとの量
- (3) 災害廃棄物等処理に従事した人員、車両及び時間
- (4) 災害廃棄物等処理に従事した期間
- (5) その他必要な事項

(事故の報告)

第7条 乙は、協定業務に従事した者が、そのため死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は速やかに甲に対し書面により報告するものとする。

(災害補償)

第8条 第5条の規定により、協定業務に従事した者が、そのため死亡、負傷、疾病又は障害の状態となったときのその者又はその者の遺族に対する災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第9条 当該年度に締結している一般廃棄物収集運搬業務委託契約に基づく、人員、収集時間、車両台数を超えない範囲での協定業務の実施については無償とする。ただし、協定業務の遂行に関し、特殊機材等の調達等契約の範囲外で要した費用の負担については、甲乙協議の上決定するものとする。

2 前項に規定する費用の額、支払い方法については、速やかに甲乙協議して定めるものとする。

(相互の連絡)

第10条 甲乙は、協定業務の円滑な実施のため、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。また、連絡先に変更があったときも同様とする。

(有効期間)

第11条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 7 年 9 月 2 9 日

甲 稲沢市稲府町 1 番地
稲沢市長 加 藤 錠 司 郎

乙 津島市愛宕町九丁目 1 1 番地 3
有限会社大政
代表取締役 津田 順弘

災害時における廃棄物の収集運搬に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と有限会社杉本清掃（以下「乙」という。）は、稲沢市地域防災計画で扱う災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）一般廃棄物の収集運搬業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、稲沢市内において災害により生じた廃棄物及び甲が指定する避難所等での生活によって生じるし尿を除く一般廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）のうち避難生活によって生じるものの収集運搬業務について、甲が乙に応援協力を求める際の基本的事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 応援協力とは、次の各号に掲げる事項をいう。

- （1）災害廃棄物等の収集運搬に必要な乙の機材、物資等の提供
- （2）災害廃棄物等の収集運搬に必要な乙の職員の派遣
- （3）前2号に掲げるもののほか、災害廃棄物等の収集運搬業務に関し必要な事項

（応援協力の要請）

第3条 甲は、市内において災害が発生した場合は、乙に対し、稲沢市地域防災計画及び稲沢市災害廃棄物処理計画に基づく業務の実施について応援協力を要請するものとする。

（応援協力要請の手続き）

第4条 甲は、前条の規定により乙に応援協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を書面により乙に通知するものとする。

- （1）要請の内容
- （2）災害廃棄物等の収集運搬の場所
- （3）災害廃棄物等の搬入先
- （4）前各号に掲げるもののほか、その他必要な事項

- 2 前項の規定に関わらず、甲は、緊急を要する場合には口頭により応援協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請した内容を記載した書面を乙に交付しなければならない。
- 3 第1項の場合において、甲は、乙の円滑な応援協力が得られるよう、乙に対し被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

(協定業務の実施)

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、必要人員、機材、物資等を調達し、甲に報告するとともに、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。ただし、被災の状況により協定業務の実施が困難な場合はこの限りではない。

- 2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1) 一般廃棄物以外の異物の混入防止に努めること。
 - (2) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
 - (3) 甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

(実施の報告)

第6条 乙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、次に掲げる事項を書面により甲に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物等の処理を実施した場所及び内容
- (2) 災害廃棄物等の搬入先ごとの量
- (3) 災害廃棄物等処理に従事した人員、車両及び時間
- (4) 災害廃棄物等処理に従事した期間
- (5) その他必要な事項

(事故の報告)

第7条 乙は、協定業務に従事した者が、そのため死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は速やかに甲に対し書面により報告するものとする。

(災害補償)

第8条 第5条の規定により、協定業務に従事した者が、そのため死亡、負傷、疾病又は障害の状態となったときのその者又はその者の遺族に対する災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第9条 当該年度に締結している一般廃棄物収集運搬業務委託契約に基づく、人員、収集時間、車両台数を超えない範囲での協定業務の実施については無償とする。ただし、協定業務の遂行に関し、特殊機材等の調達等契約の範囲外で要した費用の負担については、甲乙協議の上決定するものとする。

2 前項に規定する費用の額、支払い方法については、速やかに甲乙協議して定めるものとする。

(相互の連絡)

第10条 甲乙は、協定業務の円滑な実施のため、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。また、連絡先に変更があったときも同様とする。

(有効期間)

第11条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和7年9月29日

甲 稲沢市稲府町1番地
稲沢市長 加藤 錠 司 郎

乙 稲沢市平和町下起中219番地
有限会社杉本清掃
代表取締役 梅原 信幸